

兵庫県公報

平成24年3月13日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2

告 示

兵庫県告示第312号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成24年3月1日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2番2号新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長中竹誠一から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成24年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・介護労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現のための大幅賃上げと一時金確保、職能給等あらゆる査定反対、増員の実施に関する要求ほか

2 日時

平成24年3月15日（木）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

尚生会湊川病院	神戸市兵庫区湊川町3-13-20
同 アネックス湊川ホスピタル	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1 しあわせの村内
特定医療法人寿栄会有馬高原病院	同 市同区長尾町上津4663-3
姫路医療生活協同組合姫路共立病院	姫路市市川台3-10
同 姫路共立歯科診療所	同 市亀山212-3
同 網干診療所	同 市網干区和久2-2
神戸医療生活協同組合協同歯科診療所	明石市大蔵谷狩口台192-3
同 ひまわり診療所	同 市二見町東二見大郷183-1
同 きたすま歯科診療所	神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
同 神戸協同病院	同 市長田区久保町2-4-7
同 いたやどクリニック	同 市同 区庄山町1-9-12
同 いたやど歯科	同 市同 区庄山町1-9-18
同 番町診療所	同 市同 区三番町2-6-3
同 みつわ診療所	同 市同 区腕塚町2-2-5
同 生協なでしこ歯科	同 市西区前開南町1-2-25
神戸健康共和会生田診療所	同 市中央区下山手通9-1-3
同 大石川診療所	同 市灘区篠原南町5-1-1
同 東神戸診療所	同 市中央区八雲通6-2-14
同 柳筋診療所	同 市同 区神若通4-2-24
同 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1-24-13
尼崎医療生活協同組合生協病院	尼崎市南武庫之荘11-12-1
同 生協歯科診療所	同 上
同 萌クリニック	尼崎市南武庫之荘10-62-17

同	戸ノ内診療所	同	市戸ノ内町 3—29—8
同	戸ノ内歯科診療所	同	上
同	潮江診療所	同	尼崎市下坂部 1—7—7
同	東尼崎診療所	同	市杭瀬北新町 1—13
同	長洲診療所	同	市長洲西通 2—19
同	ナニワ診療所	同	市神田中通 9—291
同	本田診療所	同	市大庄西町 2—29—15
	宝塚医療生活協同組合良元診療所	同	宝塚市大成町10—45
同	高松診療所	同	市御所の前町15—21

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。



兵庫県告示第313号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成24年3月1日に、尼崎市武庫町1—36—22西日本N T T関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成24年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

西日本N T T関連労働組合が主張する次の事項について

基準内賃金引上げ、成果主義賃金制度の廃止、50歳退職再雇用制度の廃止、全職場において健全な職場にすること、組合掲示板の設置に関する要求ほか

2 日時

平成24年 3月15日（木）始業時（午前9時）から1時間

3 場所

兵庫マーケティングセンター 尼崎市西長洲町2—2—1 N T T尼崎別館

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。



兵庫県告示第314号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成24年3月2日に、川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長田中浩一郎から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成24年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

今井病院労働組合が主張する次の事項について

賃金引上げ及び一時金の支給、増員、サービス残業廃止に関する要求ほか

2 日時

平成24年 3月14日（水）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

今井病院 川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。